

招集期日 平成24年9月5日(水曜日)

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階第1委員会室

開 会 9月5日(水曜日)午前9時27分

閉 会 9月5日(水曜日)午前11時40分

出席委員	委員長	齋藤 國男	副委員長	向口 文恵
	委員	吉澤 かつら	委員	山本 秀和
	委員	野口 哲次	委員	平山 五郎
	委員	近藤 常雄	委員	金子 俊雄

欠席委員 なし

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	議会事務局長
	関係職員	

委員会に出席した事務局職員 玉井 栄治 佐藤 大輔

△ 開会及び開議の宣告（午前 9時27分）

委員長 ただいまの出席委員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例3件、補正予算1件の計4件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日1日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり、議案第46号から第48号の各条例の審査に続き、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のもの審査の順とし、議案第56号については、消防所管のもの、企画部所管のもの、総務部所管のもの、議会事務局所管のもの順で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、委員長より申し上げます。議案第47号につきましては、質疑が所管外に及ぶ可能性も考えられますので、関係部職員の出席についてご了承のほどお願いいたします。

ここで、関係者以外の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前 9時29分 休憩

午前 9時30分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第46号 入間市税条例の一部を改正する条例

委員長 議案第46号 入間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長 おはようございます。議案第46号 入間市税条例の一部を改正する条例について、その概要を申し上げさせていただきます。

地方税法の一部改正により、固定資産税の課税標準の特例措置の一部において、法律で一定の基準及び上限、下限を設けつつ、具体的な特例割合を市町村の条例に委任する地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例が導入されました。これに伴い、対象となった特例措置2件について、具体的な特例割合を条例で定める必要があるため、市税条例の一部を改正するものでございます。

対象となる特例措置は、下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設に係る特例措置及び特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る特例措置で、いずれも償却資産に係る固定資産税の特例措置であります。それぞれ地方税法に示されている参酌すべき基準をもって条例で定める特例割合としたいものでございます。

この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日以降に取得された施設に対し、平成25年度以降の固定資産税から適用したいものでございます。

以上が条例の概要でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 それでは、これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 法解釈の関係なのですけれども、参酌すべきという部分の解釈で1件お伺いをします。

これ民主党政権のもとで地域主権ということで権限移譲、義務づけ、枠づけの撤廃の一環でこれが入ってきたというふうに理解をしていますけれども、参酌すべきという部分はどのようにしんしゃくすればいいのかなという話なのですけれども、ほかにも類型がいくつかあったはずで、それがどのぐらいの場所に位置づけられて、どういうふうに、どのぐらいの強目の部分で解釈をすればいいのかという部分についてご教示いただきたいと思っております。

資産税課長 国のほうで参酌すべき基準ということで、上限と下限を定めて、この中で市町村で決めてくださいということで、ただし参酌基準で一律、決めなかった場合には参酌基準をもって該当してしまうということではなくて、参酌基準であっても、市町村で審議の上、決めなさいというのがまずベースになっております。では、なぜ参酌基準というものがあるかというところになるかと思うわけなのですけれども、国会のほうの審議等の記録を見ましても、国のほうではそもそもこの減税といいますか、軽減措置につきましては政策的な判断で、市町村の個別判断でやるかやらないかという判断ではなくて、国として支援をしていこうという判断がまずベースにあると。そうしますと、一律全てフリーにどうぞというわけにはいき

ませんので、ある程度基準を定めなければならないと。そうすると、上限と下限というものがまず設定されて、それと標準的なものという意味合いでしょうか、それで参酌基準というものを、自由にしたいのだけれども、市町村の自由になる税制を目指しているのだけれども、そもそもの軽減措置が国の政策的な判断で決めているものということで、市町村独自で減免措置を定めているとかいうことではありませんので、参酌基準というものでお示しをしていると、そういうふうなことで市町村のほうでは受けとめております。

以上です。

山本委員 概略了解させていただくのですが、これたしかほかの表現が何段階かあったかと思うのです。この参酌のほかに、たしかもうちょっと強目の規定というのですか。何が言いたいかという、結局参酌すべき基準というものを遵守する度合いですよね。要するに上限、下限の範囲の中で自由に決めていいですけども、大体相場はこんなものですよというぐらいの決めの類型のものと、原則はここなのだけれども、何かよっぽどの事情があれば、この範囲の中で変えてもいいですよという決めの仕方のもとは何種類かあったと思うのですけれども、法律用語として、その部分での説明がいただけるとありがたいなということです。

資産税課長 私どもの最終的に国のほうの方針で決まりました参酌すべき基準ということで、それを受けとめて条例化を進めているわけなのですけども、解釈といたしましては参酌すべき基準ということで、特別の下げるとか上げるとかいう特殊な地方にとっての特別事情があれば別格ですけども、そうでない場合には標準的といいますか、この参酌すべき基準に落ちつくのかなというふうな、そういう言葉的な解釈をしているところでございます。

以上です。

吉澤委員 これ2点とも入間市では既存施設がないということで、従来どおりということなのですけども、県内で現行の4分の3あるいは3分の2以外の設定をした自治体というのはどのくらいあるのか、把握していればお願いします。

資産税課長 埼玉県のほうで調べました資料によりますと、おおむねほとんどのところで参酌すべき基準ということなのですが、この夏までの調べによりますと、1カ所、秩父市におきまして、下水道の除害施設につきまして参酌すべき基準の4分の3以外ということで、3分の2ということで規定をしているということの情報を得ております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第46号 入間市税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) という人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時37分 休憩

午前 9時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

委員長 次に、議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

消防長 おはようございます。議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案の理由を申し上げます。

消防の広域化につきましては、本年3月29日に県知事から埼玉西部消防組合設立許可書が交付され、平成25年4月1日の設立に向け、準備を進めているところでございます。当該組合の設立に伴い、入間市消防本部が廃止されることから、入間市防災会議条例など5つの条例を一部改正するとともに、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置等に関する条例など3つの条例を廃止するものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。第1条につきましては、入間市防災会議条例の委員構成の表記の改正で、消防長を埼玉西部消防組合入間消防署長に改めるものでございます。

次に、第2条につきましては、入間市職員定数条例で定めています消防職員定数157名を消防の広域化に伴い削除し、合計で1,050人から893人に改めるものでございます。

第3条につきましては、入間市職員の特殊勤務手当に関する条例のうち、消防業務手当に関する規定及び災害出動手当の支給対象となる職員から消防職員を除くとする規定を削除するものでございます。

第4条につきましては、入間市手数料条例で定める消防関係の危険物仮貯蔵または仮取り扱い承認申請手数料のほか10件の手数料を削除するものでございます。

続きまして、第5条につきましては、入間市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例で定める対象者について、消防職員を削除し、消防団員のみとするものでございます。

第6条につきましては、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置等に関する条例、入間市消防職員のサービスの宣誓に関する条例、入間市火災予防条例を廃止するものでございます。

なお、この条例は平成25年4月1日から施行したいものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

吉澤委員 順次質疑させていただきます。

まず、第1条の防災会議で新たに消防長から埼玉西部消防組合入間消防署長というふうに変わるということで、今までのいわゆる消防長の役割を今度は入間の消防署長さんがするという事だと思っておりますが、組合の消防長とのかかわりというのはどのようになるのでしょうか。消防正監という方が上にいらっしゃるのですよね。その方との防災会議でのかかわりという点についてお聞かせください。

消防長 お答え申し上げます。

埼玉西部消防組合、いわゆる埼玉西部消防局という1つの消防本部が所沢の庁舎のところに本部を置いて、全体的な5市の管轄を防御する組織ができ上がります。その中で5消防署、消防本部があって、さらに消防署の設置条例もできますので、その消防署が各箇所にできます。5消防署ができて、そこの消防署長が入間市の1つの消防署長という形で各市が、入間市の防災対策本部には各市が立ち上げて、そこに埼玉西部消防局の消防署長がそこに各市に入っていくという形でございますので、あくまでも組合の組織の署長が各市の防災会議なり災害対策本部なりに入っていくと、そういう形でございます。

以上でございます。

吉澤委員 そうしますと、防災会議、何か災害があったとかいうときに防災会議の中で、責任としては、入間の場合は入間の消防署長さんですよね。その消防、組合の消防長さんに対しては、ある意味報告するとかいうぐらいの位置づけということですか。特に何か発言するとか指揮するとかという部分で、入間市との防災会議との関係で消防長というのは特別関与しないというか、報告を受けるぐらいの立場になるのでしょうか。ちょっとその点お聞かせください。

消防長 お答え申し上げます。

現在計画されている内容ですけれども、いわゆる指揮体制というのがございまして、第1指揮隊、いわゆる通常の火災、建物火災等は当直大隊長、いわゆる各署の大隊長が今指揮を

すると。そのほかに規模が大きくなると、延焼火災になった場合には消防署長が、各市の消防署長が指揮をします。そのほかに、今回のような災害対策本部なり、そういう立ち上げの場合の指揮は当然消防局長が指揮をするという形になります。その中で各市の署長がその指揮下に入って、災害対応すると。いわゆる局長の指揮下で大規模災害は活動するという形になりますので、あくまでも署長は局長の指揮下で動くということになりますけれども、ただ各市の災害については当然署長の権限で災害活動なりをしていくという形になりますけれども、あくまでも指揮系統は局長、署長、大隊長、中隊長等、そういう形で流れていくものですから、報告、指示、命令等については局長から出ると、そういうこともあります。

以上でございます。

吉澤委員 そうしますと、大規模災害になったときに、消防長というのは消防局長でいいのですか。形は、防災会議には入らないけれども、その後、例えば会議の報告を受けた後に何か指揮するとかいう形になるのでしょうか。ちょっとその辺、大規模災害のときの対応についてのちょっとイメージが湧かないというか、いわゆる防災会議の例えば決定した内容であるとか、いろいろな意見も出されたり、どう対応するとか検討する中で、その消防局長というの立場というか、意見が反映するとかしないとかという部分でちょっともう少し、済みませんが、お願いしたいと思います。

消防長 お答え申し上げます。

大規模災害が例えば発生したと。そうしますと、所沢に本部を置く埼玉西部消防局、そこに消防長、今は消防長といいますけれども、消防長が消防対策本部を設けます、仮称ですけども。これに今管内、いわゆる組合5市の管内の状況がどうなっているのかというところを署長から全て報告を受けます。報告を受け、どこの地区が、または対象物が災害が著しいかという災害の優先度の防御活動を組み立てていくということになります。そうしますと、当然そういう本部での計画、または車両の指揮、車両の出動等については局長の中で、いわゆる災害対策本部、いわゆる消防災害対策本部の中で組み立てていって、消防署長から報告があった内容について、管内の事象並びに消防力を勘案して体制を立てていくという形になりますので、あくまでも署長は消防組織の一員として、情報収集に基づいた報告、それから指示、命令を受けるという形で、流れがそういうふうに出るということになります。

以上です。

山本委員 ちょっと話脱線しているような気がして、そもそものところをちょっとお伺いしたいのですけれども、この入間市防災会議というのはそもそも現場を指揮監督するのですか。

消防長 これは、先ほど申したとおり、各市が災害対策本部を設けると。消防署長がそこに一員として加わると。それで、消防の状況を報告して、例えば入間市であれば入間市全体の災害の対策をそこで入間市はやると。ただ、消防の流れとして今私が説明させてもらっていると、

そういうことで消防の指揮命令は消防の流れで、指揮命令でやりますと。ただ、入間市は入間市の災害対策本部なり、そういった部分で入間市全体はそういうふう動くという形でございます。

以上でございます。

委員長 吉澤委員、わかりましたか。

吉澤委員 一応、ではその点についてはわかりましたけれども、続けて大丈夫ですか。

委員長 どうぞ。

吉澤委員 わかりました。

次に、第2条のところの職員の定数なのですけれども、消防職員157人を削除するというで、今後は組合のほうに入っていきわけですけれども、実際に4月からの関係で、例えば人事異動とかがもう4月1日からあるのか。いわゆる今まで入間市内に勤務していた方が市外に配置されるとかということはあるのでしょうか。

参事兼消防総務課長 答えします。

今の人事異動の関係ですけれども、今予定で申し上げますと、3月1日に内示をしまして、やっぱり1カ月前に内示という形になりますと、もし派遣された職員につきましては地理とか水利が不利だということがあります。なれていないということがありまして、事前にそういうのを踏まえて早目に内示をするという形にはなっております。人事異動につきましては、できるだけ住民のサービスが低下しないように、やっぱり所轄の今現在の署員につきましてはそのまま余り動かさないような形で、異動については上層部を動かすという形には計画をしております。

以上です。

吉澤委員 私も現場の対応が心配になったので、お聞きしました。状況はわかりました。

第3条についてなのですけれども、今後、まだ検討中という答弁でしたけれども、今後の調整のスケジュールというところでちょっと状況をお聞かせください。

参事兼消防総務課長 答えします。

組織、各管轄の組織の人事配置ですけれども、これは連絡会が10月中旬に開催される予定でございますので、そのときに局長の人事も決まる予定です。局長が決まったら、各署の配置についてはその後調整して決定するという形になっております。

以上です。

吉澤委員 済みません。第3条の消防の手当の関係で、まだ決定していないということで、今後どういうふうに調整していくのかの、今そういうことなのですけれども。

参事兼消防総務課長 答えします。

職員手当につきましては、今現在案としてはできております。これは、この間の消防長の

総括のほうで申し上げましたけれども、手当につきましては、入間市は今現在災害出動、水
火災出動、それに対しては300円、それが今度広域になりますと500円に上がる予定です。そ
してまた、それ以外の災害については150円が今度は250円に上がるという形に、まだ案でご
ざいますけれども、する予定であります。

以上です。

吉澤委員 わかりました。全体として入間市は下がることはなくというか、どちらかといえば上がる
ことのほうが多いというところでいいでしょうか。

参事兼消防総務課長 そのとおりでございます。

吉澤委員 今度第4条の関係なのですが、11件関連するというので、かなり項目たくさんあるので
すけれども、大体の状況で結構なのですが、この金額については今後、広域化後どのように
変わるのか、そこら辺を、細かく全部でなくてもいいのですが、大体のところ教えていた
だきたいと思います。

消防長 お答えします。

手数料につきましては、全国的に一定でございますので、変わることはないと思います。
以上でございます。

吉澤委員 わかりました。

それから、今回出された5条と6条の関係は、恐らく組合が設立した後にはまた同じよう
な条例を組合でまた設置することになると思うのですが、これに関係して新たな条例
について、今条例、条文という形ではどのような程度で審議がされているのでしょうか。

消防長 お答え申し上げます。

今ご指摘のとおり、案文がかなり多くて、60以上の条例、規則等を今検討していると、ま
た調整してやっていくという段階でございますので、順次廃止をここでさせていただきな
がら、作りながらという作業でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふ
うに思います。調整中でございます。

以上でございます。

吉澤委員 入間市ではもう今度の議会で議決されるわけですね。ほかの市もそうなのですか。
新たな条例というのは、議会がどのようにその条例に関して審議とか、かかわることができ
るのかという点で、ちょっとスケジュール的なものも含めて教えていただきたいと思いま
す。

消防長 お答えします。

ご承知のとおり新しい組合が4月1日から施行となるということで、その前に私どもも一
生懸命今条例等の案を作成して、4月1日の議会に付すべき準備をしているところでござい
ます。この議会の、いわゆる各市の議会にこういう条例等をつけることはできないというふ
うな形で判断しておりますので、新しい組合議会での審議をいただきたいというふうに思っ

ております。

以上でございます。

吉澤委員 恐らく4月1日から施行しないといけないわけですよね。そうすると、組合議会はいつ開催されるのかという点ではどのように検討されているのでしょうか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

新組合の議会の開催につきましては、入間市の市議会の改選もありますし、また飯能もまた5月にも改選があるということがありまして、今事務局の調整していますのは4月中には開催したいという形で今調整はしております。

以上です。

吉澤委員 そうすると、4月中、多分入間が議員選出、決めて、そういう形で、飯能は一応現職の方が今入るのですかね、4月中ですと。そういう形で開かれるということになるのだと思うのですが、そうすると4月1日付で条例は施行しなければいけないということで、専決処分になる可能性も出てきますか。

参事兼消防総務課長 お答えします。

確かに専決処分という形になりますけれども、必要最小限度については専決をするという形になっておりますので。

吉澤委員 そうすると、結局議会の関与という部分でちょっと心配になりますよね。専決処分されたものはその後の議会で審議するという部分で、ちょっとその点が1点心配になるのですけれども、どのように考えているのでしょうか。

消防長 お答え申し上げます。

ご指摘のとおり、今、議会の開会等について各市の状況等を踏まえながら調整をさせていただいていると。今専決の関係でお話ございましたけれども、できるだけ専決をしない方向で調整をさせていただくという形で、議会開会をそこに合わせていただくような努力はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

野口委員 第1条のことで、ちょっと終わってから言おうと思って、関連で、済みません。消防長の今の答弁聞いていると、要するにシミュレーションしたことによる、検討した結果による文書は全く存在していないみたいな答えなのです。わかりますか、この言い方は。つまりこれの防災会議についての対応というのは、素人から見ても、今言ったように消防に関すること、それ以外のこと、消防に関しては第1次出動のこと、第2次というか、いろいろな分類分けがあるわけです。全くそれについて明確に答えていないということは、文書は存在していないということ、つまり話し合っていないということなのです、突き詰めて。ですから、このことについて入間市消防内部もしくは所沢で厳密に話したということがあるのですか。シミ

ュレーションしたことがある、シミュレーションというか、要するに話し合っ、かつ文書に打ち立てているのですか。それをお聞きます。

消防長 お答え申し上げます。

現在運営計画を作成する時点で、いわゆる直近だとか出動態勢、それから出動車両、そういった部分については検討して、こういうことで対応していきましようという全体の組合のいわゆる消防力の、または出動計画なりはこうなりますという計画は立てました。防衛活動につきましては、これからいろいろな形で最後調整をしながらやっていかななくてはならないという部分もございますので、基本的ないわゆる第1出動の車両台数だとか、それから地域はまだこれから具体的にになりますけれども、エリアを決めて、正確な出動計画、防衛計画、警防計画、これらをこれから最後に仕上げるという段階でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいというふうに思います。

野口委員 ですから、大きな出動計画をもとに、今問題になっているのは防災会議、入間市の、入間消防署長が出て、てきぱきとやるには、ちゃんと文書に基づいたものは自分で頭に入れておかなければいけないわけです。それがいつできるかと。つまり消防以外のことについては委員として自由というか、自分の責任で発言できるとか、消防団の動きとか、あといろいろな職員の配置とか、職員というのは普通の職員です。あと、要するにすぐに集まるのは各市でしょう。そうすると、そこにある消防、分局というのか、の車両ないし人員はまず動かせるとか、そういうことが決まっていなくて、あなたが来年出てきたときに困るではないですか。だから、それはまだできていないのですねと。できていないみたいですから。では、いつつくるのですか。そういった今の大きな出動計画をもとにつくると思うのですけれども、そういうことはいつつくるのですか。

消防長 お答え申し上げます。

先ほども申し上げたとおり、規程、いわゆる各分野、通信、警防、予防、総務、いろいろな規程がございます。今野口委員さんのおっしゃる警防、要は私どもは警防規程といういわゆる災害の部隊の運用についての規程でございますけれども、または出動規程、出動に関する規程、そういった部分の今最終的な詰めをやっていまして、先ほど運営計画の中で基本となる部分、最低限の部分は示させていただいて、例えば第1出動で車両9台出動するとか、そういった部分はこういう形になりますけれども、ただ今おっしゃるような、では災害対策本部との兼ね合い、そういった、いざなつたときの指揮命令、そういった部分については今詰めているところでございますので、できるだけ早目な皆様にご報告できるような調整をさせていただきたいと思ひます。いずれにしても、署長を中心とした各地域の防衛、これはもう間違いないことでございますので、それらを確立していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

山本委員 何点かあるのですけれども、まず今防災会議の話出たので、ちょっとそこからお伺いしますけれども、今ちょっと災害対策基本法を見ているのですけれども、これ市町村防災会議というのはそもそも地域防、防災計画つくるための会議ですよ。設置根拠が16条1項ですか。皆さんお話しになっているのは災害対策本部の話だろうというふうに思うのです。これ根拠23条ですよ。だから、別物だということで理解をさせていただきますけれども、まず防災会議条例の改正案を今審議しているので、この部分についての指揮はこれでよろしいですか。確認をさせていただきます。

市民部参事兼防災防犯課長 防災会議条例につきましては、そのとおりでございます。

山本委員 そういうことで整理をさせていただきたいというふうに思います。それを踏まえて、地域防災計画をつくるということなのですが、今お話しになっているように災害対策本部の運営の部分の中で、今先ほど来各委員さんおっしゃっているように、市町村の防災部局と広域で一括で、自賄いではありませんから、全体で統一的に運用される組合本部との、組合の消防本部との間の整合性の問題だと思うのです。これ解決する方法みたいなところというのは今後考えないといけないのだろうというふうに思うのですが、改善という部分で、当面はこれでスタートせざるを得ませんので、スタートするとして、これ市長部局の側に聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、今後の課題として、16条2項、3項ですか、市町村防災会議の共同設置という規定があるのです。構成5市で共同の防災会議をつくるということもこれ動き次第では考えないといけないのか、市長部局側として。相対で統一的に動かすということを考えないといけないのだろうと思いますが、まずこの点がある。その前段階として、構成5市の地域防のすり合わせをしないといけないのではないですかという部分だろうなというふうに思うのですが、その部分についてのご所見、消防本部か市長部局かわかりませんが、お答えいただける方にお答えいただけたらと思います。

消防長 お答え申し上げます。

現在各市でいわゆる防災会議、それから災害時は災害対策本部という形でやっています、今回の広域の計画につきましても、とりあえず今の計画ではそういう組織に消防署長、各市の消防署長を入れると、各市というか、各消防署の署長を入れるということでございますので、各市のそういう会議から上がってくるものを総括して、いわゆる消防局の消防長が情報収集、全体を把握して、応援体制、それから防御体制を確立していくという今の流れでございます。今ご指摘のいわゆる共同での5市の防災の会議とか、そういった部分については今のところございませんので、これから検討していく材料にはしていきたいと思っております。

以上でございます。

山本委員 今すぐどうこうという話ではありませんけれども、ただ皆さんご心配になっているように、資機材の分配は消防本部がやるわけですね。部隊の指揮系統は、あくまで本部がやるわけだから、その部分で消防署長さんの権限というのがどこまであって、これはもう災害対策本部の話になってしまうので、このぐらいにしますけれども、災対の中で消防署長さんがどこまでご自分の権限として物を動かせるのですかという部分でご心配なのだろうというふうに思うので、当然署長さんが勝手に動かし始めたらそれは機能しませんから、運用の統制の部分は当然所沢の本部でなさることになるのだろうと思います、広域災害の場合だと。そういう部分の中でのご心配事だと思いますので、その辺はまた組合のほうでも、また各5市の市長、市の連携のほうでもちょっとご検討いただいて、合理的な解決策というのをちょっと早目につくっていただきたいなと思いますので、それだけ指摘をしておきたいと思います。

あと、専決処分の関係の話がざあっと出ていたのですが、これ4月1日にならないと組合長さん決まらぬわけで、4月1日に組合長さんが誕生して、4月1日から施行の組合条例をばんばんつくらなければいかぬという話ですよ。必然的に専決処分だということでも理解をさせていただきますけれども、そういう前提の中で理解させていただいて、職員さんの関係はいいですが、特殊勤務手当の関係なのですけれども、これ今先ほどご答弁ありまして、今の単独消防の水準よりも支給される額というのは上がるということで理解をさせていただきました。総括質疑の中で他党さんがされていましたが、負担増云々という話、市の分担金の話、関連でお伺いしますが、その部分、負担増、9,200万何がしでしたでしょうか、その部分のふえる理由というのは主にここだということで理解させていただいてよろしいですか。署員さんの待遇改善というか、手当の支給額の差の分がそこへ出てきているということで理解させていただいてよろしいのかどうか、確認をさせていただきます。

参事兼消防総務課長 お答えします。

今の出動手当もそうですけれども、そのほかに休日勤務手当、これ入間市の場合には年間15日間ですか、休日がございますけれども、そのうちの3日間は休日勤務を支給しております。あと12日につきましては、職員のいろいろ希望、意見等を取り入れまして、代休という形にしてありますので、その部分は今度組合になりますと全て休日勤務手当の支給という形になりますので、その分の増額と考えております。

以上です。

山本委員 要するにこの9,200万何がしの負担増云々というのは、総括質疑でなさっていたところあったけれども、要するにそのふえる分というのは署員さんの言ったら待遇改善に係る金であって、これは市単、市単独消防を続けたとしても、署員さんの処遇改善をすれば必然的にそのお金は支出として発生するというので、消防の運営形態が変わることによって発生するお金ではないということで理解をさせていただいていいですね。確認をさせていただきます。

参事兼消防総務課長 そのとおりです。

山本委員 わかりました。

あと、手数料の関係なのですが、これは構成5市での手数料水準というのは、これたしか根拠消防法のはずだから、同じだと思うのですけれども、同じということで理解していいですね。確認させてください。

予防課長 お答え申し上げます。

そのとおりでございます。

山本委員 ということは、4月1日から徴収する団体が各市から組合に変わるということだけで、市民の皆さん何ら影響が出るものではないということと理解させていただきたいというふうに思います。とりあえずそこまで。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

吉澤委員 議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について反対の討論を行います。

今回提案された条例整備は、入間、所沢、狭山、飯能、日高の5市で構成される埼玉西部消防組合の設立、いわゆる5市の消防広域化が来年4月から開始されるに当たり、5つの条例の改正と3つの条例を廃止するものとなっています。消防の広域化は、国や県の指導により進められたもので、埼玉県では県が策定した消防広域化計画によって、県内の消防本部を7つに集約化する方針が出されました。しかし、県内の他のブロックを見ますと、入間市を含めた第4ブロックのほか、県東部の第7ブロックの2ブロックしか協議の進展がなく、またこの第7ブロックでも財政負担がふえることなどを理由に協議会を脱退した自治体もありました。他の自治体が広域化をちゅうちょもしくは反対しているのは、消防広域化そのものの矛盾や問題があるからです。

1点目は、管轄面積が広がることによる地理不案内が出てくるおそれや消防職員の負担が重くなること。2点目は、同じブロックでも山岳地域では山火事への対応、都市部ではビル火災への対応など、求められる消防力が異なること。3点目は、広域化によって単独消防のときよりも消防力の基準が緩和され、消防車両や人員、消防署所が削減されるおそれがあること。入間市では、広域化後、藤沢分署のはしご車が削減される影響が出ます。4点目は、これまでの消防本部が担当していた消防団が各市の市長部局の担当に変わり、消防職員と消防団の連携が困難になること。5点目は、組合消防になることで各市議会とは別に5市16名の議員で構成される組合議会で予算等の審査が行われることにより、市議会の目が行き届か

ない、または住民の声が反映しにくい組織になることなどです。

以上の問題点があるのと同時に、住民の財産や生命を守る消防が大きく変わる広域化は住民合意に基づいて行われるべきです。しかし、実際には国や県の号令に基づいて、広域化ありきでの議論が進められ、さらに不十分な情報開示と形だけの住民説明会があっただけで、住民を含めた広域化の有無の議論は行われていません。これでは住民合意は得られていないと考えます。

広域化のメリットとして、直近方式となり、現場到着の時間が短縮されることも上げています。しかし、現在の近隣市で取り交わされている相互応援協定でも、市境については受報を知覚した場合は応援される側の要請を待たずに応援市から出場することになっており、広域化しなくても対応できています。消防力の強化は、広域化よりも、不足している消防職員をふやすことなど消防力の充足率を上げること、また国においては消防予算を拡充し、地方自治体への十分な財政措置を図ることで対応すべきです。

東日本大震災という未曾有の災害を経験し、その教訓として残されたことの一つとして上げられるのは、日ごろの備えと住民を救援するマンパワーの必要性です。大規模災害時に迅速な対応をするためには、広域化ではなく、地域に密着した自治体消防を強化することです。

これらのことから5市の消防の広域化、埼玉西部消防組合の設立に対し反対であり、よってそれに関連する条例整備を目的とした本議案についても反対するものです。

以上で議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について反対討論を終わります。

委員長 次に、賛成……

〔何事か言う人あり〕

山本委員 議題の範囲の外だと思えます。組合設立の価値判断については、既にさきの議会で議した事件であって、既にその部分については議会の多数意思によって決定されたことではないですか。それに基づいて、もう次のステップに進んでいる話であるはずなのに、その部分の価値判断の部分だけを持ち出して議論なさるといのは、ちょっと僕はこれ議会制民主主義としていかなものかというふうに思います。そこまでおっしゃられるのだったら、さきの議決の撤回なり取り消しを議決するための議案をお出しになって、そこで価値判断について議論すべきであって、土俵が違うところでやるものではないと思う。ちょっと議事整理をお願いしたいと思います。

野口委員 僕も同じで、要点は山本委員がおっしゃっていただいて、非常に私も今回の吉澤委員の討論は議会制民主主義というか、要するに運営についてかなり汚点を残すものと思います。ですから、今の討論については何なら削除なりを含めて……

委員長 取り下げるとか。

野口委員 も含めて検討をお願いします。

委員長 吉澤委員、いかがですか。

〔何事か言う人あり〕

委員長 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時25分 再開

委員長 会議を再開いたします。

大変ちょっと時間をかけて申しわけございません。委員長より申し上げます。吉澤委員の発言については、後刻会議録を調査して、善処いたします。よろしいですか。

山本委員 賛成の立場から意見を申し上げます。

〔何事か言う人あり〕

山本委員 大丈夫ですか。再開しています。

委員長 では、平山委員、賛成討論。

平山委員 保守系クラブを代表しまして、議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例について賛成の討論を行います。

我が国では、東日本大震災や東京電力福島原子力発電所事故、猛威を振るう自然災害等の経験から、災害発生直後の対応やその後の情報公開、危機管理体制では多くの課題や反省点から安全に対する国民の関心は一層高まり、消防に寄せられる期待はますます大きくなっていると認識をしております。そのことから、消防力強化による住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化が図られる消防広域化の必要性を改めて強く感じるとともに、今まで以上に市民の安全、安心の確保を切に願うものであります。

昨年の12月定例市議会においては埼玉西部消防組合の設立について議案が可決され、本年3月29日には埼玉県知事から消防組合設立の許可を受けております。また、新組織の方向性を示す埼玉県消防広域化第4ブロック運営計画に基づき、検証がされました。強固な消防体制を築く消防組合設立に大きな期待をしているところでもございます。

埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例は、平成25年4月1日の設立に合わせ関係条例を整理するものであり、同地域住民の消防に対する期待と信頼に応え、消防の責任と目的達成に必要不可欠であります。

今後は、設立に向け、着実な準備をすることを要望し、賛成の討論といたします。

委員長 次に、反対の方いらっしゃいますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ賛成のほう。

山本委員 賛成の立場から意見を申し上げます。

先ほどの賛成討論にもございましたように、来年、明年4月1日に迫りました埼玉西部消防組合の設立に向けて、実務的に必要な条例等の例規の改廃であるということで理解をさせていただきます。したがって、円滑な移行に向けて、引き続き組合等で、組合の立ち上げ準備等で円滑に事務を進めていただくように要望しておきたいというふうに思います。

なお、先ほど来の議論の中でありましたとおり、構成5市の地域防災計画と組合の行動計画との整合性の問題、また構成5市の災害対策本部と組合消防本部との連携の関係性等、いつ起こってもおかしくない大規模広域災害等への対応については、これについても別途あわせて検討していただいて、各構成5市の市長部局との連携を図りながら、適切な対応をとっていただくようお願いをしておきたいということ。それとあと、市民の声云々という話ありましたけれども、我々代議制民主主義の中で議会の多数意思、これはもう市民の多数意思であるというルールづけの中で議決を行っているところであって、さきの決定は市民の多数意思によって行われたものと我々は理解をしているし、そう理解をしなければ議会は成り立たないというふうに理解をしておりますが、なお一層広い市民の皆さんに安心、安全、納得をしていただけるような広報については適宜適切行っていただきたいということ。3点目として、新しい例規等々これから整備をされていかれると思いますし、新しい組合長のもとで専決処分からスタートされると思いますけれども、構成5市の各市議会との情報の共有等々は適切に図っていただきたいということを要望して、賛成の意見とさせていただきます。

委員長 ほかに討論ございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長 起立多数であります。

よって、議案第47号 埼玉西部消防組合の設立に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時43分 再開

委員長 会議を再開いたします。

△ 議案上程

議案第48号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例

委員長 次に、議案第48号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部の説明を求めます。

提案理由の説明

消防長 それでは、提案の理由を申し上げます。議案第48号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

電気自動車の普及に伴い整備が進められている急速充電設備を設置する際の火災予防上の安全を確保するために、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成24年3月に公布されたため、電気自動車用の急速充電設備を対象火気設備等の種類に追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を設けるものでございます。

急速充電設備は、電源に3相交流200ボルトを使用し、直流に変換するとともに、内蔵トランスで昇圧して電気自動車等に充電する設備で、充電時間が15分から30分と短く、短時間で電気自動車に充電する必要があるガソリンスタンドや自動車販売店のほか、大型商業施設等への設置が進んでおります。

この条例は、平成24年12月1日から施行するものでございます。

なお、施行の際に既に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備につきましては、改正後の規定に適合しないものについて適用しないとする旨、経過措置を講じるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 1点だけお伺いをします。

経過措置の部分なのですが、要は既存不適合の施設というのが総括質疑の中で市内で既に1施設あるということでしたから、この1施設、恐らく既存不適合ということになる可能性があるということでも理解をさせていただきますけれども、これに対する改善指導とかいうふうな措置はおとりになられるのでしょうか。その経年が来るまではそのままいいという形になるのか、あるいは何らかの折に触れて、やっぱりこの部分は直してくださいみたいな形で、もう来年から組合になりますけれども、組合の消防のほうでそういう、行政指導と言ったらちょっと言葉大きいですが、そういう対応はなさることになるのか、なさ

らないということになるのか、その辺お聞かせいただければと思います。

予防課長 お答えいたします。

まず、今お話がございました1基、既にもう1基の急速充電設備が市内にございますが、そちらの設備につきましては今回の条例改正で定めております技術基準、位置等も含めまして、現在の基準と同様の基準で設けられておるものでございます。よって、今回改正後の基準ともその辺整合性は全て整っております。

また、広域につきましても、広域の管内で今私どもで知るところが急速充電設備が所沢市に1基設置されておるものでございますが、こちらにつきましても入間市と同様、そういった同じような基準で設置をされているというように確認しております。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。

これより議案第48号 入間市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 議案上程

議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のもの

委員長 次に、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

それでは、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長 それでは、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算(第2号)のうち消防所管のものについてご説明申し上げます。補正予算説明書の28、29ページをお開き願いたいと思います。

それでは、款9項1消防費、目1常備消防費、節14使用料及び賃借料59万9,000円の減額

補正につきましては、当初建築物、消防用設備、防火管理者等の情報を管理する防火対象物管理システムのバージョンアップ等を行うための予算を計上させていただきましたが、平成24年度埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金の追加交付の内定を受けまして、6月議会におきまして増額補正をさせていただきました。防火対象物・危険物・水利台帳電子化事業の委託契約に新たな管理システムの製作を含めて契約を締結したことによりまして、減額をするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

委員長 これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。ありませんか。

山本委員 台帳電子化の関係ということで今ご説明がありましたので、1点だけ関連でお伺いをします。

この台帳電子化の事業は、これいつめどで今作業進んでおられて、説明あったかもしれないのですけれども、この電子化事業自体のタイムスケジュールと組合移行後の動きについて、あらましが説明いただけますでしょうか。

予防課長 電子化事業につきましては、8月より事業が開始されておられて、6カ月間の予定で事業のほうが進んでおります。ですので、正規に運用開始は広域開始の4月1日より運用ができるような形で進めて、順調に進んでいるところでございます。

以上でございます。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長 それでは、平成24年度一般会計補正予算（第2号）における企画部所管の予算概要につきましてご説明申し上げます。本補正におきましては、歳入のみの補正でございます。

お手元の補正予算（第2号）説明書の10から11ページをお開きいただきたいと思います。款10項1目1地方特例交付金574万5,000円の減額につきましては、住宅借入金等特別税額控除の額が所得税で控除し切れない場合、個人市民税から控除することになり、市の歳入に減収が生じることから補填されるものであります。本年度の当初課税の結果における減収見込額に合わせて減額となるものであります。

次に、款11項1目1地方交付税1億4,787万8,000円の減額につきましては、本年度の交付税算定を行った結果、普通交付税が減額の算定となったことによるものでございます。

次に、12から13ページをお願いいたします。款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3億1,639万8,000円の増額につきましては、本補正における歳入歳出で不足が生じるため、増額するものであります。この結果、財政調整基金残高は7億45万1,000円となる予定でございます。

次に、14ページから15ページをお願いいたします。款20項1目1繰越金1億9,210万2,000円の増額は、平成23年度決算における繰越金の確定に伴い、当初予算額6億円との差額を増額するものでございます。

次に、款22項1市債、目7土木債における地方道路等整備事業債、都市計画事業4,260万円の増額及び公共事業等債、区画整理事業1,000万円の増額は、いずれも区画整理事業の事業内容の組み替えに伴う増であります。

次に、目9教育債の金子中学校校舎改築事業債の2,250万円の増額は、起債充当率が変更となったことによる増でございます。

次に、目13臨時財政対策債4億4,300万4,000円の減額は、地方交付税の算定が確定したことと臨時財政対策債についても発行上限額が確定いたしましたので、減額するものでございます。

ページを6ページに戻っていただきたいと思います。第2表の債務負担行為補正であります。本補正において市内仏子のG544号線の用地取得事業として道路拡張部分を先行取得したいため計上するもので、これを土地開発公社にて取得するため、債務の保証限度額をあわせて増額するものであります。

次に、第3表の地方債補正については、先ほど市債の科目にてご説明した内容で変更を行うものでございます。

以上で企画部所管の一般会計補正予算（第2号）の概要説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

山本委員 地方交付税、財政調整基金繰入金、それに臨時財政対策債の関係、地方交付税の関係で関

連してお伺いをしたいと思います。

これ一部他党さんの総括質疑の中で出ましたけれども、要するにこれで予算が編成をされて、議決をされたとしても、先日ニュースで出ているように、政府側でもう執行抑制の話が出ていますよね。これ政府与党の側は、早く通さぬとまずいという判断のもとで衆議院通過させたわけだけでも、野党さん怒っているという状況になっていて、国会空転していますよね。問責も出ていますから、なかなか動かないという政治状況が1つある。解散、総選挙といっても、これ選挙法の改正しないと憲法違反状態だから、周知期間も含めて相当の時間をかけないと、その部分クリアするすべがない状況の中での話だというふうに前段として申し上げた上で、これひとえに野党さんがボールを持っているのだと個人的には思いますが、いずれにしても執行抑制相当長期化するだろうというふうに判断せざるを得ない。最終的には選挙でクリアするしかないのだから、相当時間かかると思っています。その部分の対応策については、本会議のほうでも一定ご答弁ありましたけれども、影響額がどのぐらい見込まれて、それをどういうふうに資金立てする方策を今お考えになっているのか、まずその部分お示しをいただければというふうに思います。

財政課長 お答え申し上げます。

現在影響額の試算と予想ということでのご質疑でございますが、現状報道以上の連絡等市町村に入っている状況ではございません。その中で影響額を試算するということになりますと、現在地方交付税で交付されていない額、これがおおむね2分の1とお考えいただければよろしいかと思っております。この交付税が、報道では、市町村には交付されるということで報道されてございますので、その影響というのは限定的であろうというふうに考えてございます。これも9月の交付の段階でございますので、また9月と11月が予定されています。11月がどうなるか。現状では、市町村に対しては極力影響のないようという表現でございますので、その点を信頼をしていきたいなというふうに考えてございます。

あと、ただ県の影響額というのが、きょうの新聞等で見ると、500億円超ということで、その間接的な影響といえますか、県の交付金が、交付税が不足するということが市町村に影響がないということが危惧されるころではございますけれども、来年1月ぐらいまでの交付金という部分については県もある程度は工面ができるような報道もありますし、県自体はまた市町村に対して影響をなるべく及ぼさないような一時借入金という形で、それも国から利子については補填されるような報道もございますので、第1段階としては安心をしているころではございますけれども、市町村としても何らかの影響というものもあろうかと思っておりますので、現在では臨時財政対策債、この19億2,000万円ほどだと思っておりますけれども、これを入間市として11月あたりをめどに発行する準備を整えていくというところで現在考えているところでございます。

以上でございます。

山本委員 歳計現金の部分は、それで何とか回していこうということで理解をさせていただくのですが、予算としては発行する臨時財政対策債も用途決まっていますよね、追加で発行するわけではないので。ということでいくと、最終的にこれ年度末まで突っ込んでしまうような最悪のケースという部分になったときに、一借も年度内で返さないといけませんし、そういう部分の資金繰りの部分というのは最終的には、途中で解決すればいいですけども、長期化して、年度末まで突っ込んでしまったというような状況になってきたときには、最終的には事業を圧縮せざるを得ない、歳出削らない限り入らないということになるのだろうというふう

に理解をしますが、その部分のご認識はいかがですか。

財政課長 現在の状況の中で、事業執行抑制というところまでは言及できないとは思っております。ただ、年が明けてからの状況というところで、本当の最悪の事態というところになってくると、そういうことも検討せざるを得ない状況もあろうかとは思いますが、現段階ではそこまでの住民に対するサービス抑制というところにつながりかねないので、そこについては言及はいたしかねるというふうに考えてございます。

山本委員 先の話なので、ほどほどにしておきますが、ただ年度末近くまで予算の執行を続けた状態で事業を抑えるということは、既に支払いが、事業を起こして支払いが発生しているものについて抑えるというのは踏み倒すということですから、そんなのできるわけないので、その時点で残っている事業からしか選択できないわけですよ。そしたら、やっぱり政策の重要度だとか、どうしてもこれは外せないねというものから順番に選んでいって、どれを切るかという部分はもうそろそろシミュレーション一応されておいたほうがいいのかなという気がするのです。最後に残ったものが市民生活に影響するものしか残っていなかったといたら、これはもう極めて不幸な話ですから、やっぱり優先度を見ながら、これはちょっと後ろに送ろうかみたいな部分の中でコントロールしていただく必要はあるかと思っておりますけれども、そのシミュレーションみたいなことはちょっと考えていただきたいと思うけれども、どうですか。

財政課長 そういったご意見に対しては、検討することを否定するものではございませんので、検討したいと思いますけれども、現段階で予想される金額、これが交付税とするならば6億円、7億円の金額と想定するならば、財政調整基金で足りるお話になると思います。それ以外の影響というものは、現段階では何ら出ていない段階でございますので、そういった意味においては本来国が果たすべき役割というものをしっかり果たしていただきたいというのが私どもの考えでございます。

山本委員 この先は価値判断なので、ほどほどにしておきますが、国も金蔵空なわけですよ。あれ38兆円ないわけだから、あるべきものが。それは、国に金を出せといってもそれはどだい無

理な話であって、金蔵に金ないのだから、そういった部分の中で、ある程度自衛策は講じなければいかぬだろうという問題意識を持っているということは申し上げておきたいというふうに思います。とりあえず財調がこれ全部使い切ったら、そういう状況になったら財政調整基金ほぼ底をつきますよね。その部分についてのご認識はいかがになりますか。

財政課長 財政調整基金は万一の備えということになりますので、財政調整基金をゼロにすることは極力財政運営としては避けていかなければいけない。そういった点にすると、他の基金からの繰りかえ運用ということも検討になりますでしょうし、市全体で考えるならば他会計等とのやりくり、こういったことも当然検討の材料にはなってくると思います。

以上でございます。

野口委員 地方交付税と臨時財政対策債のマイナスの感想というか、ことについてお聞きしたい。前提として今回市税が、市民税か、ふえて、繰越金も当然少なく見積もって、要するに立てるから、ふえますよね。だから、その帳尻を財調でやっているわけですよね。でも、3億円も使ってしまったのですよね。だから、地方交付税と臨時財政対策債、多目で、ちょっと大盤振る舞いしたとは言わないけれども、多目に予算つくって、帳尻財調でつくったわけです。その点について、感想と言うとおかしいけれども、ちょっとご意見を。

財政課長 今回の地方交付税と臨時財政対策債の減額につきましては、財政運営上としても非常に影響はある結果となりました。これについて、地方交付税制度と入間市の実態というのがなかなか整合が合わないという状況がある程度明らかになってきているのかもしれませんが、そういう点については、私どもの当初予算の試算という部分において、大盤振る舞いという表現がありましたけれども、そういった点もあろうかなというのは結果論として受けざるを得ないかなと思っております。私どもの考え方としましては、当初財源不足額を39億円、大ざっぱに言いますとそのぐらいの金額で見込んでいたところが結果として33億円という交付税計算になったということで、6億円の差が生じてしまいましたというのが計算の状況でございます。と申しますのは、当初予算の段階で入間市の場合市税が6億円超減収になってございます。本来の地方交付税が機能が果たされるならば、地方に減収が生じれば、それが補填されるのが地方交付税の理念であるということで、当初の段階は皆様にもご理解いただいたと思っておりますけれども、これが今年度の計算上になってくると、交付税制度となると、入間市を見るのではなくて、全国の市町村の状況を見て、それで計算をされるものですので、その結果、入間市の実態と若干離れてしまったというところで、その差異について私どもが見込めなかったということについては申しわけなく思っておりますけれども、この点について結果的には決算を見ないと何とも言えない。現在は予算の状況でございますので、また決算のときに私どもとしては評価をしたいと思っておりますけれども、一時的にしる財政調整基金を取り崩すような状況になったということについては、今年度の予算執行において、先

ほどの交付税の不交付になりそうな国の状況の影響ということもありますので、その点については執行について注意していかなければいけないなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

向口委員 市民税なのですが、今回1億2,800万……

〔何事か言う人あり〕

向口委員 総務部なのだ。失礼いたしました。間違えました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了いたしました。各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時12分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長 それでは、議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち総務部所管のものについて、その概要をご説明申し上げます。

初めに、歳入について説明させていただきます。説明書の10ページから11ページでございます。款1市税、項1市民税、目1個人、節1現年課税分1億1,000万円の増額は、当初課税の状況から所得割額が所得控除額の減少などにより1億3,000万円の増加が見込まれ、退職所得分離課税分については退職者数が減少傾向にあることから2,000万円の減額を見込み、合わせて1億1,000万円の増額補正を計上させていただいたものでございます。

同じく項2固定資産税、目1固定資産税、節1現年課税分3,000万円の増額は、土地に対する固定資産税について、当初課税による実際の調定に基づく収入見込みが当初予算額を上回るため、増額補正を計上させていただくものでございます。

次に、前後いたしますけれども、項1市民税、目1個人、節2滞納繰越分1,801万1,000円及び項2固定資産税、目1固定資産税、節2滞納繰越分1億728万2,000円、さらに項7都市計画税、目1都市計画税、節2滞納繰越分1,887万8,000円及び14ページから15ページでございます。款21諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1延滞金、節1延滞金5,796万円は、

かねてから納税交渉を行ってきた累積高額滞納者について一括納付に至ったことから、今回増額補正を計上させていただいたものでございます。

同じく14ページから15ページ、款21諸収入、項5雑入、目1雑入、節4雑入のうち、土地・家屋評価データ提供に係る国・県の謝金4万4,000円の増額は、埼玉県に不動産取得税の課税のための家屋課税データを提供したことに対する謝金ということでございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。18から19ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節13委託料220万5,000円の増額は、契約管理システムと新財務会計システムのデータ連携をさせるためのシステム改修費用でございます。

次に、項2徴税费、目1税務総務費、節2給料423万9,000円の減額は、職員1名が減員になったことに伴う減額でございます。

同じく項2徴税费、目2賦課徴収費、節13委託料167万7,000円は、本年度から取り扱いを開始いたしましたコンビニ収納について、その利用者が当初見込みより大幅に増加したことから、今後不足する収納代理委託料を増額補正をしたいものでございます。

以上で総務部所管のものの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

向口委員 市民税なのですけれども、今回補正で増額していただいているわけなのですけれども、増額になっているのですが、これ税制改正の影響ということでたしか総括質疑のときにもおっしゃっていたかとも思うのですが、これに伴ってやっぱり個人の家庭において影響を受けている家庭があると思うのです。例えばですけれども、所得階層別のモデルケースでこのように増額になったよというような何かわかりやすいご説明はいただけないでしょうか。

市民税課長 それでは、お答えいたします。

所得の階層別の状況ですが、こちら当初予算と平成24年度の最終の見込みということでお願いしたいと思うのですが、課税所得の200万円以下の場合につきましては、納税義務者数ですけれども、1,614名の減、200万円から700万円では2,079名のこれ増加でございます。700万円以上につきましても84人の増加ということで、所得の低いほうから若干高いほうへ納税義務者が移行しているということでございます。

向口委員 今回子ども手当で年少扶養控除が廃止になったという背景があると思うのですが、これの影響というのは今のに反映されておりますか。

市民税課長 扶養控除の関係、今お話がありました年少扶養、また特定扶養の状況を申し上げますと、年少扶養につきましては約1万9,000人が対象になっておりまして、特定扶養のほうは約

4,700人、両方合計いたしまして影響額といたしましては約4億円ということの影響がございます。こちらのほうが先ほどのものに、直接ではございませんが、影響はしているというふうに考えております。

吉澤委員 個人市民税の内訳についてはわかりました。

滞納繰り越しで個人の分について、固定資産税、都市計画税もあるのですけれども、まず個人について、滞納繰り越しという徴収が現年より厳しい部分が通常あるかと思うのですが、これら増額のちょっと要因というのか、背景についてお聞かせください。

収税課長 お答えいたします。

内容的には1名の方の納付でございますので、何人かの人内訳があるとかというものはございません。相当な高額滞納者の方でしたので、土地の処分等によって一気にご完納いただくというところで、通常では入らない額が入ってきたので、補正をさせていただくというような内容になっております。

以上です。

吉澤委員 関連して先ほどの延滞金も、これも1名ということでしょうか。ちょっとその辺も確認します。

収税課長 そのとおりです。

吉澤委員 延滞金の関連で、今回はその高額滞納者の1件ということなのですけれども、この延滞金の徴収についての運用という正しくないかもしれないのですけれども、現場での対応というのはどのようにしているのか、ちょっとお聞かせください。

収税課長 税の支払いが滞っている場合には納税相談等をしていただいて、こちらで規定した納期で納められないというようなご事情があるようでしたら、例えば毎月額を減らして分割納付をしていただく等のことで対応させていただいているのですけれども、とりあえず本税のほうを完納していただかないことには延滞金が日々かかってまいりますので、まずは分割納付したものを本税のほうに入れさせていただいて、本税のほうを完納して、延滞金が確定いたしますので、続いて延滞金についてのまたご相談というようなことで対応させていただいております。

吉澤委員 わかりました。

そうしますと、相談に行くと、分割納付にして、分割納付の場合も当然延滞金が生じますよね。納める意思がちゃんと明確にしている人から延滞金を徴収するというのは、延滞金の本来のあり方と比較してどうなのでしょう。ちょっとその辺見解をお願いしたいと思えます。

収税課長 先ほども申しましたように、納期限というものがございます。納期限を過ぎると延滞金がかかるという法上の決まりになっておりますので、それを超えて、ゆっくりと払うわけです。

その場合に、ちゃんと納期までに払った方との公平を保つ意味で、延滞金は必ずいただくというようなことでやらせていただいています。

吉澤委員 基本的に延滞金というのはちょっとペナルティーというような意味ですよ、おくれで払う人に対しての。悪質な人に対しては、そういうこともあるのかもしれないのですけれども、ただちゃんと、例えばやっぱり前年度課税という部分で所得が大幅にその年に減ってしまって、前年の所得で税金がかかってきて払えないという状況はたくさんあると思うのですけれども、だから払う意思是ちゃんと明確にしているし、分納でちゃんと払っている人に対して高額の延滞金というのはかなり負担になると思うのですけれども、それで1点お伺いしたいのは、やはりそういう場合に納税の猶予、徴収の猶予とも言うのでしょうけれども、その適用というのはどうされているのでしょうか。

収税課長 延滞金につきまして、税の減額申請というのでしょうか、そういったものという制度はございます。ただ、その方のご事情を精査させていただいて、該当すれば減額するというのもあると思うのですが、ほとんどの方は該当しないというような状況になっています。

吉澤委員 では、どういう場合に該当するのか、ちょっとその点もあわせてお聞かせください。

収税課長 生活保護を受けられている方に相当するような生活困窮者の方とかいうのが例えばの例でございます。

吉澤委員 そうしますと、市民からすると納税の猶予、市からすると徴収の猶予になると思うのですけれども、そちらの制度を活用すれば延滞金は発生しませんし、ちゃんと納める意思を示して分割納付で納めている人に対しては、事情があって、多分所得が減って払えないという理由がもし明確であれば、こういうのを適用すべきではないかと思うのですけれども、その点についてはご見解はどうでしょうか。

収税課長 それぞれの方で事情があるとは思いますが。ですので、納税相談等をしっかりさせていただいて、分割納付に至ったその後、延滞金についてどうするかということもまたさらにご相談にさせていただいて、対応していきたいというふうに思います。

吉澤委員 今質疑しているのは、納税の猶予に対して市では、要するにどういうふうに適用するのか、しているのかも含めてちょっとお聞きしたいのですけれども。

収税課長 納税の猶予というのが課税時点での納税の猶予になるのか、納税の時点での猶予になるのかということでお答えするセクションが変わるのですが。

吉澤委員 あわせてお願いします。

収税課長 では、収納の関係で申しますと、財産の差し押さえ等の処分をさせていただいている場合には換価の猶予ということへ進んでいく場合もあろうかと思っておりますけれども、今言ったように前年の収入が多く、次年が少なく、例えば市県民税が高額にかかったので、それに対して猶予をとかというようなことだと、先ほど申しました適用条項に該当しませんので、本市

のほうでは納税をいただくようお願いをしております。

吉澤委員 済みません。私のちょっと見解違いかもしれないけれども、差し押さえの前の場合の適用というのはどうなるのでしょうか。今のは差し押さえの話ですよ。

委員長 もう一回ちょっとはつきり質疑。

吉澤委員 今のは換価の猶予の話で、差し押さえの後の話ですよ。いいですよ。その課税の時点での、差し押さえ前の、例えば事情があって納められないという場合の納税の猶予というのはどのようになっているのか、お聞かせください。

委員長 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

委員長 会議を再開いたします。

総務部次長 今のご質疑なのですが、本税の課税があった場合のことなのですが、要するに納期限というのは初めあるわけですが、それに対して猶予申請をした場合に、今ちょっと税法持ってきていないので、わからないのですが、6カ月だったか1年だったか、その申請することができる、その納期限を変更することができるということになっておりまして、現時点ではそういう申請はない。ただ、先ほど猶予に関して延滞金はつかないというお話だったのですが、たしか半額だと思います。

以上です。

吉澤委員 わかりました。軽減ということですね。猶予の場合は延滞金が軽減されるということで、ちょっとそこは私の認識の間違いでした。

ただ、その延滞金が軽減されるという部分で、この納税の猶予を適用して、ちゃんと理由が明確で払う意思を示している人に対しては、私はこちらを適用すべきではないかと、猶予のほうを適用すべきではないかという意味でお聞きしたのですが、現場で具体的に、では相談に来た方に、この制度についてとか、やっぱり生活の状況が明らかに厳しいのだとわかったときはやっぱり申請するように働きかけないと、市民からしたらこういう制度あるということも知らないですから、分割納付でという話になるかと思うのですが、そこら辺の現場での対応についてはどのようにされているのでしょうか。

市民税課長 おっしゃることはよくわかるのですが、我々も税の公平性という観点から、例えば前年課税なわけですが、その翌年度所得が少なくなったとかいったことでご相談に伺うと思うのですが、その際にもやはりその翌年度について課税額が少なくなるということもございまして、皆さんの公平性の観点から、やはり分納等をお願いをしているというような状況でございます。

吉澤委員 おっしゃられている意味はわかるのですけれども、ただやっぱり状況、いろいろなケースあると思うので、これを今後相談に来て、具体的に相談を聞いて、やっぱり必要だという判断の場合にはしっかり市民にこの制度をお知らせしなければいけないと思うのですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

市民税課長 その点、分納、分納ということではなく、そういった制度自体もこれからご説明の中で加えさせていただきたいと思います。

野口委員 補正予算説明書の19ページ、単に事実、状況の確認ですけれども、職員給与費の削減で1人分ということで、国民保険税が引越したり、収納率アップで大変な時期だと思うのですけれども、1人減った状況というのはどういう状況、つまりだれか派遣とかパートを仕方なしに入れたのか、要らないから、異動したのかとか。

市民税課長 退職したその後ということで、その後につきましては、たまたまというか、市民税担当の職員だったわけですけれども、確定申告等、また相談等で忙しいものですから、パート職員の1名を追加というか、補充をしてございます。

野口委員 ということは、平成25年度でまた1人ふやすとか、そういう、体制的にもう1人要らなくなったと見ているのか、これ何か退職されたとか、よくわからないのだけれども、やめてしまって、もう要らないとしているのか、それともやっぱり足りないから、平成25年度から入れようとしているのか。

市民税課長 定数的にはもちろん退職によって変更するというものではございません。当然重要なセクションでございますので、平成24年度につきましては突発的なことでしたので、平成25年度においてはまたどなたかに復活をしていただくというようなことで、私に人事権はございませんが、私としてはそう考えております。

金子委員 今の19ページですか、委託料の補正ですよ、167万7,000円。これコンビニの収納のという話なのですが、これはこれからふえるという見込みで補正するのでしょうか、1件に対して幾らとか、金額に対して幾らとかと何かあるのですか、これだけの。

収税課長 コンビニ収納につきましては、金額にかかわらず、1件55円という委託料を支払っております。ただし、コンビニ収納自体が最高額30万円までの取り扱いとなっておりますので、30万円までということになります。

山本委員 今のコンビニ収納の関係で、当初見込みよりも大幅にふえたということなのですが、具体的にどのくらいふえる見込みになっているのでしょうか。利用度合いということで、見込みも含めてお示しいただけますか。

収税課長 当初予算で見込ませていただいたのが埼玉県で実施している市町村の平均の利用率を使って試算させていただいたのですけれども、4、5、6、7、8、5カ月経過した段階で、その予定した収納率を全て上回るような状況になりまして、その利用率、予定利用率を大幅に

上げさせていただきました。ただ、当初納付書の発送が5月、6月、国保税については7月ということで、その当初納付書の発行時に1年分納付書がお手元に行きますので、その段階でお支払いになった方が多いのではないかとということで、今後もこれまでぐんと予定よりも伸びた数字がそのまま伸びるということはあるまいだろうということで、年度末までの間には多少落ちついていくのではないかとということで、当初の約1.5倍ぐらいの金額を計上させていただきます。

山本委員 やっぱり相当便利だったということ、好評だったのだろうというふうに、納税者サイドからして好評だったのだろうなというふうに理解をしますので、多分一度それでやった人は残りの納期もそうされるのだろうなということだと思えるので、納税義務者ベースでいったときにどのくらい割合使われているのでしょうか。わかる範囲で結構ですけれども。

収税課長 では、税目別でご説明します。

市県民税につきましては、予定利用者、利用件数が年間で1万5,381件の予定だったのですけれども、7月末、8月支払い分までの間に9,356件、固定資産税につきましては1万5,681件の利用予定、見込みだったのですが、7月末の段階で1万5,597件、軽自動車税につきましては年間で1万3,500件の利用予定だったのですけれども、7月末の段階で1万4,984件というようなことで、それぞれの利用率、市県民税が15.9パーセント、固定資産税が10.9パーセント、軽自動車税が39.3パーセントの利用で見込ませていただいたのですが、それをそれぞれ市県民税につきましては18.6パーセント、固定資産税については16.2パーセント、軽自動車税に至っては43.8パーセントの率に上がるだろうということで見込ませていただきました。

委員長 ほかにございませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものについての質疑は終了いたしました。議会事務局所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

次に、議会事務局所管のものについて事務局長より説明を求めます。

概要説明

議会事務局長 それでは、議会事務局所管のものについて概要をご説明申し上げます。

予算説明書、事項別明細書16、17ページをごらんいただきたいと存じます。款1項1目1議会費、大事業、事務局費、中小事業、会議録調製製本費61万4,000円の増額は、会議録検索システム用データ作成委託料を増額するものでございます。これは、議会改革特別委員会の決定に基づき、常任委員会及び特別委員会の会議録をホームページで公開するための費用です。現在はPDF文書、いわゆる文書の張りつけでホームページに掲載しておりますが、

本会議の会議録と同様に会議録検索システム、いわゆる条件項目を入力しまして該当文書を検索すると、そういうシステムを運用する形で公開し、検索や閲覧をしやすくするものでございます。なお、平成24年3月以降の委員会会議録から運用を図る予定でございます。

以上で概要説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより議会事務局所管のものについて質疑に入ります。
質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ議会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

委員長 会議を再開いたします。
これより討論に入ります。ありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ討論を終結いたします。
これより議案第56号 平成24年度入間市一般会計補正予算（第2号）のうち所管のものについて採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長 ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△ 閉会の宣告（午前11時40分）

委員長 これで当委員会に付託された事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。
以上で総務常任委員会を閉会いたします。
本日はご苦労さまでございました。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長 齋藤 國男